

引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに！

例年、3月・4月は引越しに伴う手続きなどで市役所の窓口は大変混雑します。
 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、届出を急ぐ必要がない方は、混雑時の来庁を避けて手続きにお越しください。ご協力をお願いします(ただし、届出期間には十分にご注意ください)。
 住民票は、国民健康保険、国民年金、その他行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。忘れずに手続きをお願いします。

【転入届・転居届(届出期間の延長措置)】

市外からのお引越し、市内でのお引越しをされた方は、住民票の異動(転入届・転居届等)の手続きが必要です。異動に関する手続きは、法令により、異動日(引越し等の日)から14日以内に手続きを行う必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために外出を控えている場合等の取扱いとして、当分の間、14日を過ぎても通常通り手続きをすることができます。
 また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの方が転入するケースで、カードを転入後も継続して利用したい場合は、転出届の際に届け出た転出日(転出予定日)から60日以内に手続きをしない場合は自動で失効してしまいます。手続きの際はカードを忘れずに持参してください。

- ※ご注意いただきたい点
- 転入の届出等、異動日(引越し等の日)から14日を過ぎて届出をする場合、児童手当、小中学校の転校、保育園・幼稚園関係、各種健康保険、介護保険、福祉サービス、年金などの手続きに関し、影響がある場合がありますので、あらかじめ担当課に確認をお願いします。

【転出届(郵送での転出手続きをご利用ください)】

市外へのお引越し(転出届のみ)は、窓口だけではなく郵送による届出も可能です。引越し前の住所(常陸大宮市)の市民課に、転出届等必要書類を郵送でお送りください。届出の確認を行い、その後転出証明書(引越し後の市区町村窓口での転入手続きに必要な書類)をお送りしますので、時間に余裕を持って手続きをお願いします。
 また、マイナンバーカードを申請してから、まだ受け取りをしていない方は、転出手続きをされずとカードを交付することができなくなってしまいます。カードの受け取りは転出手続き前をお願いします。

- ※郵送での転出手続きに必要な書類
- ・住民異動届(転出届)
 転出届の様式は市民課の窓口で入手していただくか、市のホームページより様式をダウンロードして必要事項をご記入ください。
 - ・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)の写し
 - ・返信用封筒(切手を貼ったもの)



【市民課窓口の混雑予測カレンダー】 ○混雑する日 ◎非常に混雑する日

※休日開庁日は住民票の異動に関する手続きはできません。

令和4年3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4 ○	5 閉庁日
6 閉庁日	7 ○	8	9	10	11 ○	12 閉庁日
13 閉庁日	14 ○	15	16	17	18 ◎	19 閉庁日
20 閉庁日	21 閉庁日	22 ◎	23 ○	24 ○	25 ◎	26 閉庁日
27 休日開庁日 ※	28 ◎	29 ◎	30 ◎	31 ◎		

令和4年4月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ◎	2 閉庁日
3 閉庁日	4 ◎	5 ◎	6 ◎	7 ◎	8 ◎	9 閉庁日
10 閉庁日	11 ○	12	13	14	15 ○	16 閉庁日
17 閉庁日	18 ○	19	20	21	22 ○	23 閉庁日
24 休日開庁日 ※	25 ○	26	27	28 ○	29 閉庁日	30 閉庁日